

恒久対策に関する作業部会開催の申し入れ

2017年（平成29年）4月11日 薬害肝炎全国原告団・弁護団

平成29年5月12日までに作業部会（第1回）を開催のうえ、以下の点につき、資料に基づいてご説明いただきたい。なお、資料は遅くとも作業部会開催日の2日前までには送付されたい。

- ※ 各地方公共団体の取り組みについて（質問において「各地方公共団体における」「各地方公共団体において」等と前置きした部分については、地方公共団体ごとで説明・回答してください。
- ※ 質問の趣旨につき不明の点がありましたら、薬害肝炎東京弁護団弁護士石井麦生宛（電話03-3941-2472）に事前にご連絡ください。
- ※ 単に「検査」としたところは「肝炎ウイルス検査」を指します。
- ※ 肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成28年6月30日改定）は、単に「指針」と表記しています。

第1 指針と予算の関係

指針の項目（第1～9）ごとに、平成28年度予算の執行状況、平成29年度予算とその内訳。

第2 指針第3について

1 保健所及び委託医療機関における検査の実施状況如何。

各地方公共団体において、保健所については、検査実施の有無、有料か否か、有料であれば受検者の負担額、無料検査実施の予定があればその時期、無料検査実施の予定がなければその理由。委託医療機関については、医療機関への無料検査委託を行っているか否か、受託医療機関数（予定を含む）、医療機関への無料検査委託を行っていないがその予定がある場合はその実施予定時期、実施しないのであればその理由。

保健所・委託医療機関の一方でのみ無料検査を実施している地方公共団体に対し、国として両方で無料検査を実施するよう働きかけをする予定があるか。

※ 平成28年度恒久対策作業部会・厚生労働省提出資料24頁以下を前提に、変更点があれば、その点に絞って回答されたい。

- 2 指針第3(1)で「肝炎ウイルス検査の実施状況を把握するための調査及び研究が引き続き必要である」としている。ここでのいう「調査及び研究」は何を指すのか。その内容如何。

また、同じく指針第3(1)で「肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進めるとともに、施策の効果を検証するための研究を推進する必要がある」としている。ここでのいう「研究」としてはどのようなものを予定しているのか。

- 3 各地方公共団体における肝炎医療コーディネーターについて。

養成していない地方公共団体については、その理由。

養成している地方公共団体については、養成・運用状況（養成数、認定の方法、対象者、配置場所、コーディネーター間の連携の有無・内容）。

国が行う支援の内容。

(指針第3(2)イ)

- 4 各地方公共団体における個別勧奨について。

実施していない地方公共団体については、その理由。

実施している地方公共団体については、その実施状況（住民への伝達方法、対象となる年齢区分、実施件数、個別勧奨によって受検に至った者の数）。

国が行う支援の内容。

(指針第3(2)イ)

- 5 各地方公共団体における利便性に配慮した検査体制整備（出張型検診等）について。

実施していない地方公共団体については、その理由。

実施している地方公共団体については、その実施内容（方法、実施件数、その方法による受検者数）。

国が行う支援の内容。

(指針第3(2)イ)

第3 指針第4について

- 1 各地方公共団体におけるフォローアップ及び受診勧奨について。

実施していない地方公共団体については、その理由。

実施している地方公共団体については、その実施状況（陽性者のうち、精密検査につながった率、フォローアップ・受診勧奨の方法、フォローアップ・受診勧奨の対象となった人数、そのうち、受診につながった人数）。

重症化予防推進事業を実施していない地方公共団体については、その理由。

重症化予防推進事業を実施している地方公共団体については、初回精密検査・定期検査それぞれの助成を受けた人数、実際に執行した助成額。

国の行う支援の内容。

（指針第4（2）ア）

2 各地方公共団体における肝炎患者支援手帳について。

肝炎患者支援手帳を作成していない地方公共団体については、その理由。

肝炎患者支援手帳を作成している地方公共団体については、作成した時期、作成した数、盛り込んだ内容、配布方法、配布数。

国の行う支援の内容。

（指針第4（2）ア）

3 肝炎情報センター関連

肝炎情報センターが行う「必要な調査や提言等」として、どのようなものを想定しているのか。

拠点病院の医療従事者等を対象にした効果的な研修や情報提供を進めることになっているところ、その具体的内容如何。

（指針第4（1）及び（2）カ）

4 拠点病院関連

各地方教協団体における拠点病院の現状調査を継続して実施しているのであれば、その結果を公表されたい。そのうえで、以下の（1）～（5）に回答されたい。

（1）拠点病院事業費の総額

（「国立大学法人」・「公立・私立大学」・「国立病院機構」・「その他」の分類に従ってそれぞれの額）

（2）拠点病院等連絡協議会の開催状況

（回数、各開催日、協議された内容、出席者数、全ての専門医療機関から出席が得られたかどうか、地域連携クリティカルパスを作成したか否か）

(3) 相談センター運用状況

(相談件数の推移、相談内容の内訳、相談員の人数と属性(医師か、看護師か、それ以外か、専任か、非専任か等)、相談センターごと)

(4) 情報提供の状況

(市民公開講座実施状況、肝臓病教室開催状況、拠点病院ごと)

(5) 拠点病院間の連携

1つの地方公共団体内に複数の拠点病院が指定されている場合において、拠点病院間の連携はどのようにして実施されているのか。

5 専門医療機関関連

(1) 各地方公共団体において、2次医療圏に少なくとも1か所以上の専門医療機関が確保されているか。確保されていない地域はどこか。

(2) 各地方公共団体において、指定された専門医療機関が以下の①～③の条件を充たしていないところはどこか。

① 専門的な知識を持つ医師による診断と治療方針の決定が行われている。

② 肝炎患者の状態に応じた抗ウイルス療法を適切に選択、実施し、治療後もフォローアップできること。

③ 肝がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施できること。

(3) 各地方公共団体において、指定された専門医療機関が以下の④～⑥の体制を備えていないところはどこか。

④ ガイドラインの考え方を踏まえ、かかりつけ医の支援・連携を行う。

⑤ 学会等の診療ガイドラインに準ずる標準的治療を行う。

⑥ 肝疾患についてセカンドオピニオンを提示する機能を持つか、施設間連携により対応できる。

(4) 各地方公共団体において、専門医療機関の整備方針及び選定の要件を明確にしているか。明確にしていない地方公共団体はどこか。明確にしている地方公共団体においては、どのような整備方針・選定要件を定めているか。

(5) 各地方公共団体において、肝臓専門医等が常駐できていない専門医療機関はどこか。

それらの専門医療機関につき、肝臓専門医等の関与の下で診療が行われているところはどこか。また、専門医療機関の要件に合致するよう研修等の実施により対応を図っているところはどこか。研修等の実施により対応を図っている

場合は、どのような研修等が行われているのか。

6 かかりつけ医関連

かかりつけ医の役割としては、何を想定しているか。

かかりつけ医対策の具体的内容如何。そのうち、対策が効果的であったと評価できる実例があれば、示されたい。

7 肝炎対策協議会関連

(1) 各地方公共団体における開催回数（年度ごと）

(2) (1)につき、委員に患者・家族・遺族（以下「患者等」）が含まれているか否か。含まれていない地方公共団体はどこか。患者等を委員としない理由は何か。

(3) (1)につき、公開の有無、公開しているのであれば、その方法、公開していないのであれば、その理由。

8 「職域における肝炎患者等に対する理解」関連（指針第4（2）ク）

「職域における慢性ウイルス性肝炎患者の実態調査とそれに基づく望ましい配慮の在り方に関する研究」（研究代表者：渡辺哲氏、以下、「渡辺班研究」）の中で、事業所を対象とした調査の結果、「厚生労働省からの通達の周知度は10.3%と低く、肝炎ウイルス検査実施率も17.9%にとどまってい」ること、「肝炎に関する啓発活動を実施している事業者は6.1%、肝炎の治療が必要な従業員について就業上の配慮がある事業者は24.7%」と低いことが明らかとなった。また、「産業医の勧奨により受診につながられた事例、就業上の措置により治療が円滑に継続された事例」の存在も報告されている。ただ、他方で、職場での健康診断を受診した場合、肝炎ウイルスに罹患していることが事業者に知れ、差別偏見の対象となったり、配置転換を強いられたりするとの報告もあり、患者のなかには、職場での受診に消極的な意見も述べられている。

平成25年度の作業部会では、渡辺研究班での調査結果及び同研究班での情報収集に基づく作成された好事例データベースを踏まえて取組活動を検討する旨の回答があり、さらに平成26年度作業部会では、就労支援モデル事業を自治体と共有を図っていくなどして、好事例データの普及を図っていくこと、毎年地方自治体と交流を図っていること（但し、時期は未定）との報告があった。もともと、平成28年度作業部会での資料によると、実際に肝炎患者への就労支援を行っているのは9つの自治体に過ぎず、支援の拡充が望まれるところである。

(1) 就労支援モデル事業の内容、普及活動の内容や規模、活動や交流を行った地

域や自治体、頻度、取組内容について回答されたい。

併せて、今後の各自治体での支援拡充に向けた取組予定についても回答されたい。

- (2) 肝炎ウイルスに関する健康診断結果は、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則所定の診断項目ではなく、就労者本人の同意なくして就労者が取得することのできない情報である（「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」参照。）

以上を踏まえて、肝炎ウイルスに関する受診結果が、事業者には通知されないように配慮されている事例の実態、及びそのような事例がどの程度あるのかについて、調査のうえ、回答されたい。

9 「就労と治療」関連（指針第4（3）ケ）

- (1) 渡辺班研究を踏まえて、「就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境」については、どのような環境を想定し、又は今後想定する予定か。所得保障、治療中における身分保障、適正職場への配置、不利益扱いの禁止、差別偏見の除去、その他休暇制度全般に分けて説明いただきたい。

- (2) 平成25年度より、モデル事業として相談センターに社会保険労務士を配置する就労相談体制をとることとした。さらに平成26年度作業部会では、肝炎相談センターに社会保険労務士に加えて、産業カウンセラーを入れるとの報告もあった。

社会保険労務士及び産業カウンセラーを配置した相談センターはどこか。また、その相談体制（頻度や時間帯、相談員の数）、相談の内容・傾向、相談の効果如何（特に社会保険労務士による相談には限界があるとの声もあるため、この点を踏まえて回答されたい）。

- (3) 平成24年8月8日付「治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会報告書」（以下、「検討会報告書」）では、「行政の役割」として、「治療と職業生活の両立」の問題を把握するため、支援を要する労働者の規模や関係者の取組状況等について実態把握を行うこと、企業や産業医、医療機関に向けて治療と職業生活の両立を支援するためのガイドラインやマニュアル等の作成があげられていた。平成28年2月には事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインが策定され、参考資料として「肝疾患に関する留意事項」も作成された。そして平成27年度作業部会では、同ガイドラインの策定後、普

及（研修会開催）されるとの説明があった。

- ① 上記実態把握については、独立行政法人労働政策研究機構（JILPT）が私傷病メンタルヘルスなどの両立に関する調査を実施したとのことであった。同調査結果を踏まえて、肝炎との関係でのどのような取り組みを行ったのか、また取り組む予定があるのか、その内容・実施スケジュールを回答されたい。
- ② 検討会報告書を踏まえて、①以外に実施した、又は実施予定の対応があれば、その内容・実施スケジュールを回答されたい。
- ③ 平成28年2月作成の事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン、さらに参考資料としての「肝疾患に関する留意事項」の活用状況及び普及状況について回答されたい。
- ④ 上記ガイドライン策定後の取組内容及び今後の取組予定について回答されたい。

併せて、各都道府県の産業保健総合支援センターでの相談状況、企業に対する戸別訪問支援の実施状況、労災病院に併設する治療就労支援センター等との連携による支援の実施状況について具体的に回答されたい。

10 「目標等の設定」関連

指針においては、「国及び地方公共団体が肝炎対策を実施するに当たっては、その目標、具体的な指標等を設定」とし（指針第1（1））、「肝炎患者等支援対策事業実施要綱」（健発0331第15号別添4）3（1）ケでは、都道府県において肝炎対策協議会を設置し、同協議会において、「各施策についての検討を基にした目標等の設定」について検討を行うこととされている。

この「目標等の設定」を実施した地方公共団体とその内容如何。

また、各地方公共団体において、設定された目標等の達成状況が定期的に把握されているか否か。

11 肝炎医療費助成関連

各地方公共団体において、抗ウイルス療法に係る肝炎医療費助成が行われているところ、その執行状況（どのような治療に対し、いくらの助成を行ったか、助成の申請にあたって条件が付されているのであれば、その条件の内容）。

第4 指針第6について

1 SVR後の病態変化に係る研究について

肝炎研究10か年戦略の中にも挙げられている研究項目であるが、同項目に対応する研究の名称及び現在の進捗状況等について説明されたい。

2 薬剤耐性に係る研究について

この点については、本年3月1日に実施された第19回肝炎対策推進協議会において、泉並木氏が代表研究者である「C型肝炎に対するインターフェロン・フリー治療の現状；不成功例の実態と今後の課題」が報告されたところであるが、同研究に関連して、以下のとおり説明を求める。

(1) 上記研究において調査された事例については、改めて耐性の詳細な検査がなされたと理解して良いのか、再治療の前提となる体制等について説明されたい。

(2) 上記第19回肝炎対策推進協議会において、新たな治療法について言及される場面があったが、その内容（研究の進捗状況）について説明されたい。

3 指針第6(2)ウの(ア)ないし(キ)を研究するためのものとして、12の研究事業が行われたところであり、これまで、原告・弁護団より、各研究事業の結果が施策にどのように反映されたのか、また、どのように反映する予定があるのかを尋ねてきたところである。

今回は、指針も改訂されたところであるので、特に以下の研究が、どのような政策に、どのように反映されたのかについて具体的な説明を求める。

- 地域における診療連携の推進に資する研究
- 職域における肝炎患者等に対する望ましい配慮の在り方に関する研究
- 具体的な施策の目標設定に資する肝炎、肝硬変及び肝がん等の病態別の実態を把握するための調査研究

第5 指針第7について

1 医療費助成の対象について

今般、ジメンスー配合錠による治療に対して医療費助成がなされることになったが、同治療を助成の対象とする際に、その有効性・安全性について、どのような検討が行われたか、説明されたい。

2 肝硬変に対する抗線維化治療薬の治験について

平成27年6月23日開催の第14回肝炎対策推進協議会において、溝上雅史氏が「ウイルス性肝炎研究と治療の進歩」を発表し、その中で肝硬変に対する抗

線維化治療薬（２種類）の治験に言及した。これらの治験の結果及び今後の予定について説明されたい。

3 非代償性肝硬変に対する治療薬の治験について

非代償性肝硬変に対する治療薬として研究開発中のものがあれば、説明されたい。

第6 指針第8について

指針第8（1）において、「肝炎患者等の人権を守るため、肝炎患者等が不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指」すとしている。

この環境づくりのために実施している施策、実施を予定している施策を明らかにされたい。

第7 指針第9について

1 身体障害者福祉法上の身体障害者認定関連

(1) 平成27年度及び平成28年度の各都道府県及び全国の肝機能障害を理由とする身体障害者手帳交付申請件数及び新規認定件数（等級ごと）。

(2) 平成27年度及び平成28年度の末日時点の認定件数。

なお、これらの点については、既に第19回肝炎対策推進協議会においても報告がなされているところであるが、改めて本年度の傾向について説明されたい。また、申請が却下された72件についても、詳細を説明されたい。

2 障害年金関連

平成22年度ないし平成28年度の各都道府県及び全国の肝疾患を理由とする障害年金申請件数及び認定件数（等級ごと）。現時点においても把握していないのであれば、平成28年の第1回作業部会開催後の認定件数握に関する調査状況、特に日本年金機構との協議状況。

3 更なる支援関連

肝硬変以降の患者等に対する更なる支援の在り方の検討、実施内容について説明されたい。

4 医療費助成の在り方

平成28年度の大臣協議において、厚生労働大臣は、既に肝硬変・肝がんの患

者が受療している治療内容や医療費等実態を把握する調査に着手しており、これを今年度中に終え、来年度には更なる支援の在り方をどう構築するか決める検討を進めていく旨回答している。

上記調査結果について説明されたい。

また、可能であれば検討状況についても説明されたい。

以上